

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年10月6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ用シール水回収タンクのレベル調整及び警報表示用レベルスイッチに設定不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・調整	D	
2	2号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（A）のグランドリーク量の調整後、グランドパッキングが締め代不足状態となったため、パッキングを交換	対象外	
3	3号機	廃棄物処理系所内蒸気戻り系凝縮水受けタンクのレベル計に破損（ガラス管部の中央部分が約5cm欠損）及びその他のガラス管部分にひび割れが認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
4	4号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置用除湿冷却器（A）のドレンレベル検出元弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	5号機	弁グランド部漏えい処理系温度検出器の点検において、当該計器蓋シール用Oリングに切損が認められたため、当該計器（計9台）を修理	D	
6	5号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）ウォーミング用配管の止め弁の点検において、内部部品に損傷が認められたため、当該部品を交換	D	
7	5号機	循環水ポンプ（A、B、C）の点検において、グランドシール水ドレン配管のフランジ面に腐食（計3箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
8	5号機	循環水ポンプ（B）の点検において、本体ドレン配管及びグランドシール水ドレン配管のフランジ接続用ボルト穴に腐食（計4箇所）が認められたため、当該ボルト穴を修理	D	
9	5号機	定期事業者検査（制御棒駆動機構機能検査）において、挿入・引抜きに要する時間に判定基準値外れの制御棒（1本）が認められたため、調整後、再検査	D	
10	5号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ室内空調機の点検において、Vベルト用プーリーに亀裂（3箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
11	5号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ室内空調機の点検において、ドレンパンに腐食が認められたため、当該ドレンパンを修理	D	
12	5号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ室内空調機の点検において、基礎ボルトに腐食及び当該基礎ボルト（4本中、1本）のナットが外れていたため、当該ボルト・ナットを修理	D	
13	集中環境施設	高温焼却炉設備前処理装置の廃棄物仮置コンベア（A）運転用ベルトに回転動作不良（スリップ）が認められたため、当該ベルト廻りを点検・修理	D	
14	集中環境施設	主プロセス建屋換気空調系のランドリセンタ冷房用冷凍機制御盤内の警報用保護継電器のケース外面に変色が認められたため、当該計器を点検・修理	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで